

# 特定計量制度に基づく計測について

2022年 7月

一般財団法人 日本品質保証機構  
グリーンエネルギー認証室

## 運用上の留意事項

グリーン電力の計測には、特定計量制度に基づく計測方法を用いることが可能ですが、保守性を担保するために次ページの「運用上の留意事項」に従って認証可能電力量を算定します。

認証基準「2-3-2 電力量認証に関する要件」(5ページ)の「的確な※<sup>2</sup>」測定に関する解説

電力量の測定が的確に※<sup>2</sup>※<sup>3</sup>行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。

※<sup>2</sup> 「的確な」測定とは、以下のいずれかのものを指す。利害の相反する両者の測定に関する見解が一致していること、または利害関係の無い第三者によって測定されていること。客観的な計量による評価が可能であり、かつ必要に応じて立ち入り検査等ができること。なお、エネルギー供給強靱化法(強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律)の特定計量制度に基づく届け出が行われている場合には、届出内容にある計測方法を用いることができるものとする。

※<sup>3</sup> 一般家庭用太陽光発電等の検針業務を第三者に委託し、そこで測定された値を用いて電力量認証の申請を行う場合には、その第三者は、国または地方公共団体により事業監督を受けて検針業務を実施している公益事業者であること、検針結果は設備設置者に通知が行われることを要件とする。

(「認証基準」より抜粋)

**【運用上の留意事項】**

特定計量制度の届出に基づく計測方法を用いる場合は、検定付きの計量器が用いられた場合の公差と、特定計量制度に基づく計量器の公差を比較して、後者の方が大きい場合にはその誤差の差分(絶対値)を計測値から減じて認証可能電力量とします。

**【例】**

- 家庭用スマートメーターの公差が検定付きメーターでは±3%
- 特定計量制度に基づく届け出を行い、公差±10%のパワーコンディショナーによる計測を行った場合

$$\text{認証可能電力量} = \text{計測値} \times (100 - 7(\text{公差}(\%) \text{の差分})) / 100$$